

# 仕様書

## 1 総則

令和8年度デジタルデバインド対策事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、関連する法令等を遵守するとともに、本業務に関するすべての情報について、委託者の許可なく外部に漏らしたり、転用したりしてはいけません。

本業務を実施する上で文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとします。また、本業務を実施する上で必要な資料について、委託者が貸与した資料は使用目的が完了した後は速やかに返却してください。

なお、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできません。

## 2 業務の目的

本市では、「スマートシティたかまつ推進ビジョン」（令和7年3月策定）に基づき、市全体のデジタル化の実現のため、各種施策を推進しています。

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をデジタル庁がミッションに掲げるように、市全体のデジタル化の実現のためには、高齢者層など、ICTの活用に対する格差、いわゆるデジタルデバインドへの対策が課題となっています。

そのために、地域コミュニティ協議会が、地域の実情に応じてICTを活用した取組や、その前提となるデジタルデバインド解消に向けた取組を実施できる体制を構築し、円滑な活動を行うためのサポート等を委託により行うものです。

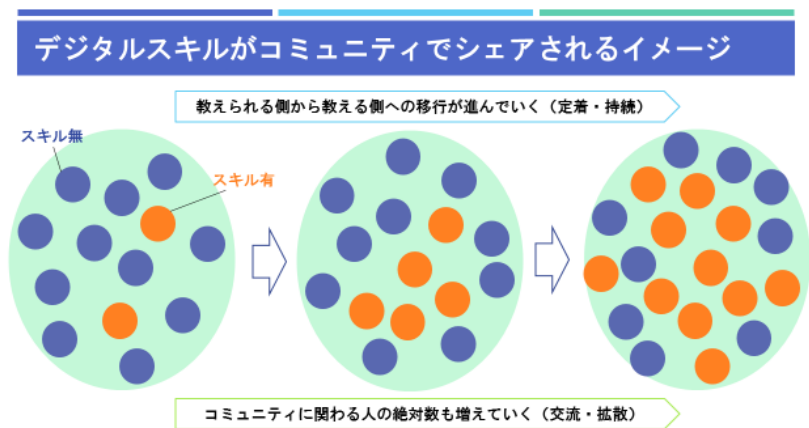
## 3 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりです。

### (1) デジタルデバインド解消に取り組む地域コミュニティ協議会への支援

地域の実情に応じたデジタルデバインド解消への取組として、地域コミュニティが、ICTの活用に慣れた住民と不慣れた住民とをつなぎ、デジタルスキルがシェアリングされる「場」となることを目指し、サポートを行います。

（右図参照）



① コンサルティング・体制づくり支援

先行事例等の情報提供や地域特性のヒアリングを通じて、コミュニティの環境や実情に応じた効果的な取組内容を検討するとともに、地域コミュニティ協議会が円滑に活動を行うための体制づくりのサポートを行います。

一例としては、地域コミュニティ協議会の公式 LINE の設置や活用、その他 SNS を使った情報発信を始め、地域コミュニティ協議会と住民のデジタル化を後押しします。

② 講師等の手配・派遣

コンサルティングによって検討した取組内容に応じて、スマートシティたかまつ推進協議会等との連携の下、必要な各種講師・講座教材等の手配・派遣、「教える側」向け研修を行います。

③ 行事の開催支援

コンサルティングを受けて各コミュニティ協議会が取り組む、講座や ICT 利活用イベント等、行事の開催支援を行います。

④ 市の発信ツール活用

高松市公式 LINE やたかまつマイセーフティマップの内容や活用例を周知、必要に応じて教室などを開催します。

⑤ 追加提案

・①～④の項目以外であっても、本業務の目的達成に資する独自の工夫や特に提案したい事項がある場合は、簡潔に提案することとします。

・追加提案は、デジタルデバインド対策の効果をより高めるための具体的な内容とすることとし、本市が実施する他の施策・事業との連携可能性も視野に入れた取組について提案することができるものとします。(当該連携を必須とするものではありません。)

・追加提案に当たっては、自治会加入の有無や地域活動への参加状況にかかわらず、誰もが参加しやすい仕組みづくりに配慮することとします。

・採用された追加提案については、業務の目的及び提案見積金額の範囲内で、市と受託者が協議の上、実施内容及び実施方法等を確定するものとします。

(2) 支援する地域コミュニティ協議会数

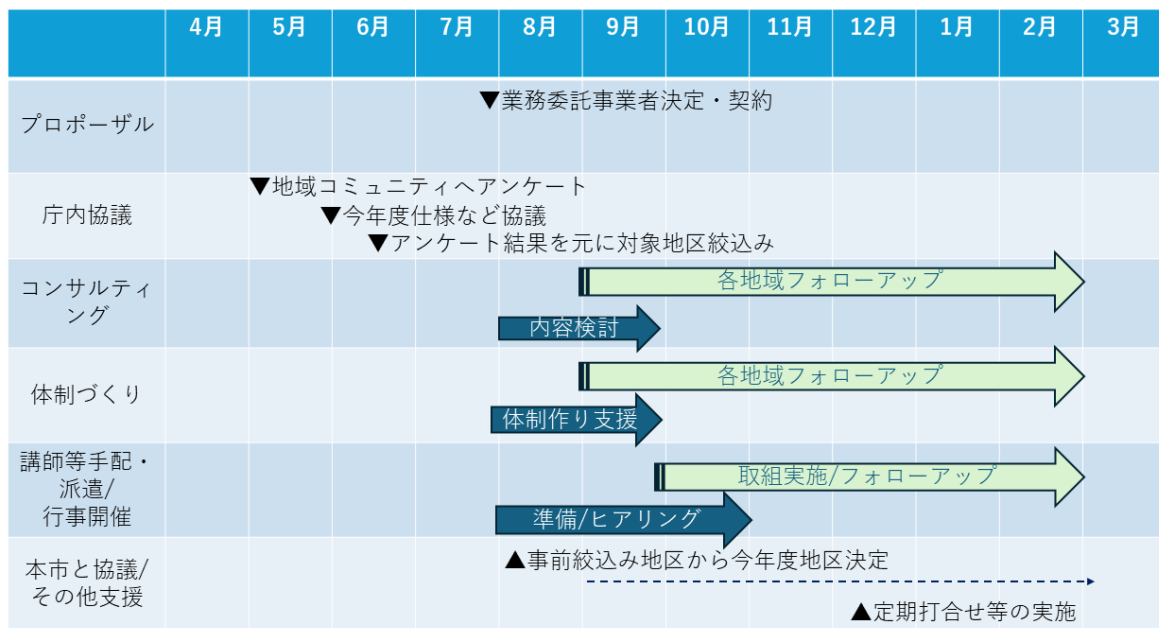
経費の見積等に当たっては、本業務で予定する支援対象の地域コミュニティ協議会数は下表の通りとし、詳細は参画を希望する協議会が確定した後、委託者と受託者で協議の上決定します。

区分	摘要	支援内容イメージ	協議会数
新規	令和 8 年度に本市が行う募集により参画を希望する協議会	委託者からのアイデア出し等も含め、コミュニティの環境や実情に応じた効果的な取組内容の検討、及び継続性を確保するための協議会体制づくりへの伴走を主とした支援	原則 4 ※

継続	令和7年度に本市の「デジタルデバイド対策実証事業」で、新たに取組を開始した協議会のうち引き続き参画を希望する協議会	令和7年度の実施によって得られた成果や課題を踏まえ、協議会が主体となって取り組む活動に対する部分的な支援	4 (四番丁、香西、大野、香南)
----	---	--	---------------------

※新規の協議会数はコミュニティセンター数ベースとする。

#### 4 スケジュール



#### 5 成果物

成果物は次のとおりです。

なお、成果物は電子データで作成し提出、電子メールで提出してください。

- (1) 業務成果報告書（本業務での活動一覧、業務概要）
- (2) 取組事例集（本業務での実践内容を基に、地域活動デジタル化のメリットや具体例等を地域コミュニティ協議会向けに紹介するもの。令和5年度から令和7年度までに作成したものを参考に、令和8年度の実施としてまとめたものを新たに作成すること）

#### 6 提案書記載要件について

提案書には、次の各項目の内容について記載してください。

- (1) 本業務の実施方針及び実施体制について
 

地域コミュニティの特性やデジタルデバイドの課題をどのように認識し、本業務に当たるかといった、本業務全体に対する考え方について示すとともに、実施体制（役割分担含む）を提案してください。
- (2) 地域コミュニティ協議会への支援について

業務内容の各項目に係る支援内容について、考え方や手法等を具体的に提案してください。

(3) 業務スケジュールについて

本業務を遂行するに当たって、本仕様書「4 スケジュール」も参照し、具体的な業務スケジュールを提案してください。

(4) 事業者の業務実績について

本業務に携わる者の中で、「地域コミュニティ協議会活動支援」及び「デジタル・ICT利活用支援」に関する業務実績がある場合、可能な限り具体的に記載してください。

## 7 見積書等記載要領について

次の項目に関する必要な経費について、所定の様式（様式第1号及び第2号）に記載してください。

- (1) 作業項目
- (2) 人件費
- (3) その他必要経費
- (4) 消費税及び地方消費税

## 8 疑義の解釈

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定します。

高松市 総務局デジタル推進部デジタル戦略課